

小郡市議会基本条例検証結果

平成31年3月29日

議会の活動原則（第2条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・「議会だより」の充実やインターネットによる議会中継など情報公開に努め市民に開かれたわかりやすい議会運営を行ってきた。 ・委員会の所管事務調査の充実や各種団体との意見交換会など市民参加の機会を確保し市民に開かれた議会運営が出来てきた。 ・高校生との意見交換会は若い世代の不安や願いを知るとともに議員への期待の大きさを感じ、責任の重さを再認識する良い機会となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の多様な意見を把握するために、さらに市民参加の機会の拡充に努める必要がある。 ・議会として、委員会の調査活動の充実、政策討論会など政策提案の充実強化について具体的な方向付けが必要である。
議員の活動原則（第3条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・条項に謳われた内容については議員それぞれが努力し活動原則に沿った活動は出来てきた。 ・委員会ごとの議員研修会など自己研鑽を深める機会は増えてきた。 ・委員会審査や各種会議での自由討議は定着しつつあり、意見書への反映にも有効だった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民のため」との視点で、市民の代表としてふさわしい言動を心がける必要がある。 ・議会は言論の府であり、客観的事実に基づいた議論を重ね、より建設的な合意形成を目指す必要がある。 ・一部団体及び地域に偏ったり、先入観や感情論に流されず、議員相互に相手の意見を尊重し自由な討議を重んじるべきである。

市民参加及び市民との連携（第4条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 請願及び陳情を政策提案と位置づけ、請願の審議において、提案者の意見を聴く機会を設けることが出来た。 ・ 市民への情報公開は、各会議の公開や本会議、常任委員会のインターネット配信などによって積極的に行っている。 ・ 小学生の議場見学や高校生との意見交換会は若い世代の政治参画につながり成果があった。 ・ 委員会ごとに市民団体と意見交換会を行い、市民意見の把握に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民との意見交換会は、参加者が固定化しないよう不特定に抽出した市民公募を行うことが必要である。 ・ 高校生との意見交換は効果的に進んでいるが、市民との意見交換会は、実施できていないので、これまでの実績を踏まえ子育て世代や高齢者など幅広い意見を聴く機会を設け、開催形式等を検討し、より効果的な意見聴取に取り組む必要がある。 ・ 意見交換会で出された意見が、政策立案や提案に結びついていないので、政策討論会や政策提案までのシステム化が課題となってきた。 ・ 高校生との意見交換会も実施内容を検討する必要がある。 ・ 予算・決算特別委員会のインターネット中継を検討すること。

議会及び議員と市長等の関係（第5条）	
成 果	課 題

市長等による政策等の説明（第6条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて説明を求めてきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑質問に関して、明確に答えることができない場面が多く見られた。 ・ 執行部の説明機会は増えたが、説明時期が月1回の議会連絡会の日程に合わないことが見受けられた。今後も積極的に説明を求めていくことが重要である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・市長の政策の説明が不十分で十分な理解が得られていない場合は、議会側から、積極的に説明を求め、市長には丁寧な説明を求めたい。ただし、互いに相手への敬意と礼節には配慮が必要である。 ・施策策定に至るまでの経緯が不明確なものがある。 ・将来に渡るコスト計算ができていないのか不明確なものがある。
--	---

予算及び決算における説明資料（第7条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・予算・決算の資料提供の時期が早くなり、事前に目を通すことができた。 ・追加資料もデータファイルが提供されるようになり評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算及び決算説明資料は、以前よりも良くなっているが、更なる内容の充実を目指すべきである。 ・決算資料には施策効果および課題も含めた評価を書く必要がある。 ・説明資料の配布が今までより早くなったが、議案配布と同時に配布できないのか。

法律第96条第2項の議決事件（第8条）	
成 果	課 題
	<ul style="list-style-type: none"> ・議決事件に付す事項を再検討することが必要である。 ・年度初めに、各常任委員会で当面の計画等を把握し、議決案件の追加の必要性を検討するべきである。

自由討議による合意形成（第9条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> 自由討議による合意形成は、議会が目指すべき形であり、委員間討議の時間を設けるなど手探りながら一定の成果を収めてきている。 予算・決算委員会で自由討議を行い、意見書を提出することが出来た。 	<ul style="list-style-type: none"> 感情ではなく、言葉で合意形成に努めていかななくてはならない。 本会議場での討議も含めさらに自由討議を充実させていくべきである。 常任委員会の年間計画の中で政策提言を目標と設定し、それに向けた合意形成を目指すべきである。

委員会の活動（第10条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> 年度計画に沿った視察報告会や所管事務調査及び委員会ごとに行う市民団体等との意見交換は具体的な成果を収めることができたと思う。 視察後の本会議での報告、関係部署との意見交換を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 委員会ごとの意見交換や調査研究を充実させて政策提案に繋げていくことが理想的である。 年間調査事項について調査報告を取りまとめることも必要である。 参考人制度及び公聴会制度の活用については、引き続き今後の課題である。 専門的知見の活用についても検討課題である。 常任委員会の定例化を行い、所管事務調査等や関係団体等、意見交換をさらに積極的に行うべきである。

議員研修の充実強化（第11条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> 3 常任委員会主催による全体研修は、幅広い領域での研修が行われ、いずれも各常任委員会のテーマに沿ったもので充実したものとなった。また、議員間の共通認識が高まった。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修会参加のために、政務活動費導入を検討すべきである。 近隣自治体で優れた取り組みを行っているところへは、日帰りでの視察研修も検討するべきである。 今後も現場主義で、議員全員が研修機会を増やすことが大切である。 講師を呼ぶと、段取り等の手間がかかるため、外部の研修に参加することも検討すべきである。

議会事務局の体制整備（第12条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 少ない人員の中でしっかりとやってくれている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員の確保・予算の確保等体制の充実が必要である。 ・ 法制執務機能については、職員の常設の必要はないと思うが、調査補助的な人員確保などさらに強化が必要である。 ・ 政策立案のための相談や調整を行う業務の強化が必要である。

議会広報の充実（第13条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会広報特別委員会の設置により、広報活動が充実してきた。 ・ 読者である市民が何を知りたいかの視点で紙面づくりをするようになった。 ・ 議会で意見が分かれるような議案については、市民も関心を持っているので、その論点を議会だよりで知らせることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会派代表の質問の欄は、個人の一般質問より大きくすべきである。 ・ SNS等の活用について検討を行ったが、克服すべき課題が多く、さらに検討を継続するべきである。 ・ 現在の議会ホームページでは、議会改革の内容が見えてこないもので、閉会中の活動である市民団体との意見交換会などの所管事務調査などもタイムリーにホームページに載せ、市民に情報提供することが必要である。 ・ 議会や委員会中継、ホームページや今後はSNSの利用まで業務に入るとすれば、特別委員会の役割を見直して常任委員会にすることも検討すべきである。 ・ 広報紙モニター等、市民の意見を取り込むことも必要である。 ・ SNSについてはなかなか議論が進んでおらず、検討に時間がかかりすぎている。